

平成29年度(第3回) 大分県道路メンテナンス会議
[専門部会] 平成29年度(第1回) 大分県道路鉄道連絡会議

◇日時：平成30年2月23日(金) 13時30分
◇場所：大分河川国道事務所・別館2階・会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 挨拶 大分県道路鉄道連絡会議 会長
3. 議 事
 - (1) 道路鉄道連絡会議の位置付け
 - (2) 橋梁の点検結果について
 - (3) 跨線橋の点検結果について
4. 意見交換
5. 閉 会

平成29年度（第1回） 大分県道路鉄道連絡会議

出席者名簿

<平成30年2月23日（金）・13時30分～>

	所 属	役 職	委員出席		代理出席		随行者等	
			氏 名	出席	役 職	氏 名	役 職	氏 名
会 長	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道事務所長	今田 一典	●			技藝副所長	田口 敬二
副会長	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長	白田 雅彦	●				
副会長	西日本高速道路株式会社 九州支社	大分高速道路事務所長	北畑 雅義	●			副所長	衛藤 繁美
副会長	大分県土木建築部	道路保全課長	和田 敏哉	×	参事（総括）	五ノ谷精一	主任	山本 俊介
委 員	大分市	土木建築部長	木村 忠孝	●			土木管理課 参事補 道路維持課 参事補 土木管理課 専門員	後藤 応寿 穂積 孝一 大石 雄一
委 員	別府市	建設部長	狩野 俊之	×	都市整備課長	橋本 和久	都市整備課 主査	山下 恭助
委 員	中津市	建設部長	直田 孝	●			道路課長	林 克也
委 員	日田市	土木建築部長	山口 光治	×	土木課 主幹	秦 和徳	土木課 技師補	平山 翔太
委 員	佐伯市	建設部長	杉下 利長	●			建設課 総括主幹	長澤 祐二
委 員	臼杵市	建設課長	高野 裕之	●			主査	永松 克己
委 員	津久見市	都市建設課長	関 憲二	●				
委 員	竹田市	建設課長	志賀 清隆	×	課長補佐	堀 徳広		
委 員	豊後高田市							
委 員	杵築市	建設課長	羽田野陽一	●			主査	中島 直紀
委 員	宇佐市	建設水道部長	原田 雅且	×	道路維持係 総括	南 哲哉	主任	東 麻衣子
委 員	豊後大野市	建設課長	廣末 崇信	●				
委 員	由布市	建設課長	大嶋 幹宏	●			課長補佐	三ヶ尻郁夫
委 員	国東市							
委 員	姫島村							
委 員	日出町	都市建設課長	松本 義明	×	課長補佐	土居 浩二		
委 員	九重町	建設課長	原田 勝美	●				
委 員	玖珠町	建設水道課長	梅木 良政	●				
委 員	九州旅客鉄道（株） 大分支社 大分鉄道事業部	工務課長	大倉 一範	●			工務助役 （土木担当）	梅田 祐樹

（整備局） オブザーバー	国土交通省 九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	谷川 征嗣	×	道路構造保全官	鵜林 保彦		
	国土交通省 九州地方整備局 道路部	地域道路調整官	田浦 峰星	×	地域道路課 課長補佐	樋口恒一郎		

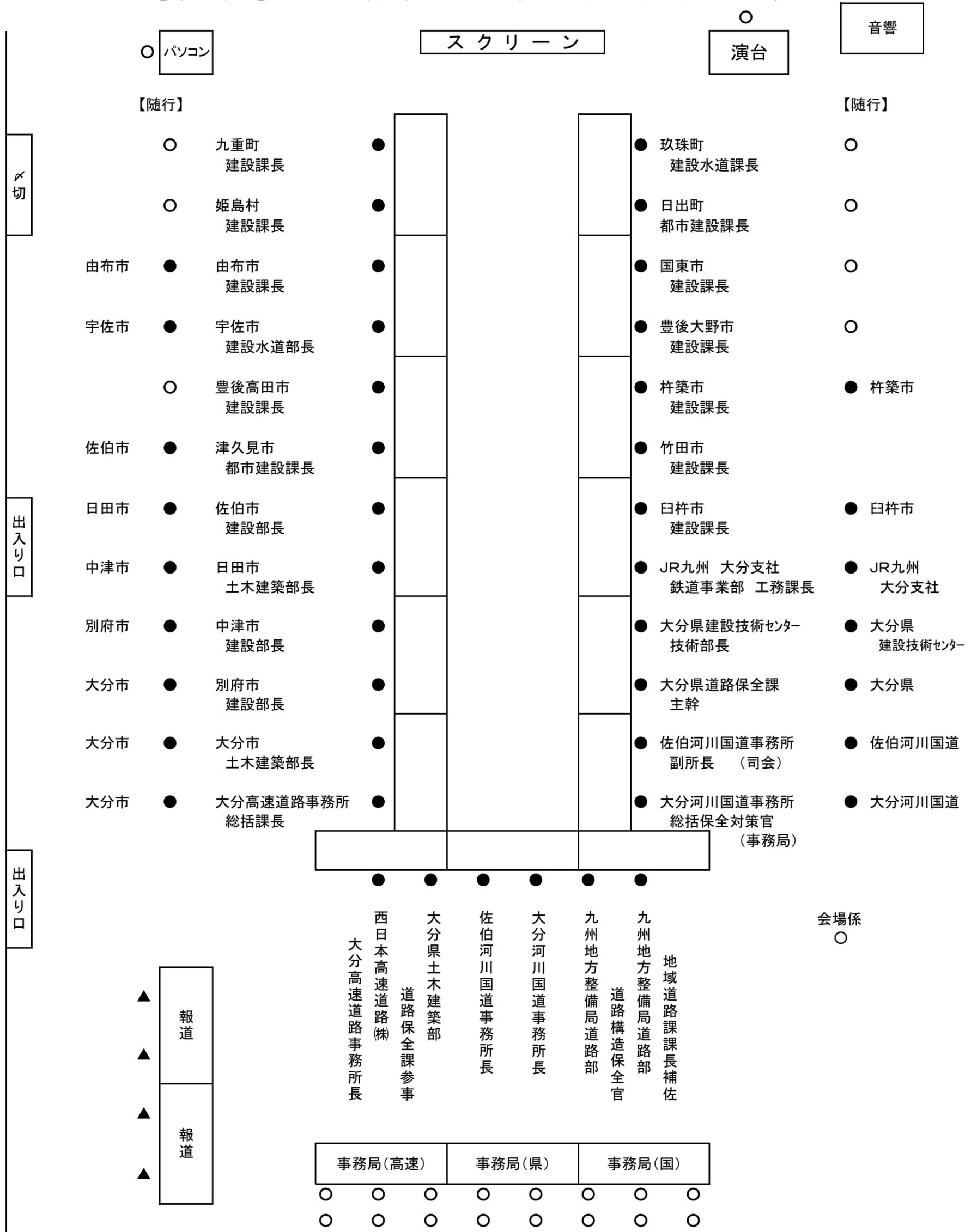
オブザーバー	国土交通省九州運輸局 鉄道部	技術課 課長	白浜 和之	×				
--------	----------------	--------	-------	---	--	--	--	--

（参考）

事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 総括保全対策官		南部 祥隆	●			道路管理第二課長 保全対策官	大野 悟 坪内 健
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 技術副所長		日名子信広	●			道路管理課長 保全対策官	河野 浩憲 總崎 裕二
	西日本高速道路株式会社 九州支社 大分高速道路事務所 統括課長		稗田 政和	●			管理第一課長 保全第一課長	緒方 義治 上高原正弘
	大分県 土木建築部 道路保全課 参事（総括）		五ノ谷精一	×	主幹	原田 泰幸	副主幹	河野 幸治

平成29年度(第3回)大分県道路メンテナンス会議

【専門部会】平成29年度(第1回)大分県道路鉄道連絡会議 座席表



大分県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「大分県道路メンテナンス会議」(以下、「会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、大分県内の各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、適切な道路構造物の保全を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について所掌する。

- (1) 道路インフラの維持管理等に係る管理者意識の浸透・情報共有に関すること。
- (2) 道路インフラの点検・診断及び措置等の集約・調整・支援に関すること。
- (3) 道路インフラの維持管理技術に関すること。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(組 織)

第4条 会議は、別表—1に定める大分県内の各道路管理者で構成するものとする。

2. 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所長、大分県土木建築部道路保全課長及び西日本高速道路会社九州支社大分高速道路事務所長とする。
3. 会議は会長の招集により開催するものとし、会議進行は会長が務める。
4. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
5. 会議には、必要に応じ会長が指名するものを出席させることができる。
6. 本会議の下部組織として「作業部会」を設置するものとし、各道路管理者の実務担当者を充てるものとする。

(専門部会)

第5条 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

2. 「専門部会」として、『大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会』を置く。
3. 「専門部会」として、『大分県跨道橋連絡会議』を置く。
4. 「専門部会」として、『大分県道路鉄道連絡会議』を置く。

(事務局)

第6条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県土木建築部道路保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所が担うものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成26年 5月26日から施行する。

本規約は、平成26年10月30日から施行する。

本規約は、平成27年 1月15日から施行する。

本規約は、平成28年 2月 8日から施行する。

本規約は、平成29年 3月 7日から施行する。

(別紙-1)

大分県道路メンテナンス会議 名簿

平成29年4月1日

	所 属	役 職	備 考
会 長	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道事務所長	
副会長	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長	
副会長	西日本高速道路(株) 九州支社	大分高速道路事務所長	
副会長	大分県 土木建築部	道路保全課長	
委 員	大分市	土木建築部長	
委 員	別府市	建設部長	
委 員	中津市	建設部長	
委 員	日田市	土木建築部長	
委 員	佐伯市	建設部長	
委 員	臼杵市	建設課長	
委 員	津久見市	都市建設課長	
委 員	竹田市	建設課長	
委 員	豊後高田市	建設課長	
委 員	杵築市	建設課長	
委 員	宇佐市	建設水道部長	
委 員	豊後大野市	建設課長	
委 員	由布市	建設課長	
委 員	国東市	建設課長	
委 員	姫島村	建設課長	
委 員	日出町	都市建設課長	
委 員	九重町	建設課長	
委 員	玖珠町	建設水道課長	
(整備局) 委 員	国土交通省 九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	
	国土交通省 九州地方整備局 道路部	地域道路調整官	
オブザーバー	(公財)大分県 建設技術センター	技術部長	
	九州旅客鉄道(株) 大分支社 大分鉄道事業部	工務課長	
事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	総括保全対策官	
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	技術副所長	
	西日本高速道路(株) 九州支社 大分高速道路事務所	総括課長	
	大分県 土木建築部 道路保全課	参事(総括)	

(参考)

大分県道路鉄道連絡会議 規約

(名 称)

第1条 本会は「大分県道路鉄道連絡会議」(以下「会議」という。)という。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正(平成28年10月28日付け国土交通省国道国発第129号道路局長通達)に基づき設置するもので、大分県道路メンテナンス会議規約第5条に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、大分県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

(事 業)

第3条 会議は、第2条の目的を推進するため、次の事業を実施する。

- (1) 跨線橋の改修について、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう、関係者の意見調整(点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関する意見調整、対外協議に関する調整等)に関する事業。
- (2) 関係者との情報共有(損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等)に関する事業。
- (3) 国民・道路利用者等を対象とした広報(点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する関心と理解の醸成等)に関する事業。
- (4) 前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業。(必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものも含むものとする)

(構 成)

第4条 会議は、別紙に掲げる関係機関をもって構成するものとする。

2. 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所長、大分県土木建築部道路保全課長及び西日本高速道路会社九州支社大分高速道路事務所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会長は、会員以外の者で、メンテナンスに関わりが深い者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第5条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県土木建築部道路保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所が担うものとする。

(開催頻度)

第6条 本会議の開催は、年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

(雑 則)

第7条 本規約の改廃は、会議で定める。

ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、会議会員に通知するものとする。

(附 則)

本規約は、平成29年 3月 7日から施行する。

別紙

大分県道路鉄道連絡会議 構成機関

(道路管理者)

大分市 土木建築部 土木管理課
別府市 建設部 都市整備課
中津市 建設部 道路課
日田市 土木建築部 土木課
佐伯市 建設部 建設課
臼杵市 建設課
津久見市 都市建設課
竹田市 建設課
杵築市 建設課
宇佐市 建設水道部 土木課
豊後大野市 建設課
由布市 建設課
日出町 都市建設課
九重町 建設課
玖珠町 建設水道課
大分県 土木建築部 道路保全課
西日本高速道路(株) 大分高速道路事務所
九州地方整備局 大分河川国道事務所
九州地方整備局 佐伯河川国道事務所

(鉄道事業者)

九州旅客鉄道株式会社 大分支社

(オブザーバー)

九州運輸局 鉄道部
九州地方整備局 道路部

平成29年度(第1回)

大分県道路鉄道連絡会議

① 道路鉄道連絡会議の位置付け

道路鉄道連絡会議の位置付け

上の管理者 ↓ 下の管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外	
						その他	鉄道
高速会社	<p style="text-align: center;">道路メンテナンス会議 【都道府県単位で設置済み】</p>					<p style="text-align: center;">跨道橋 連絡会議</p>	<p style="text-align: center;">道路鉄道 連絡会議</p>
直轄						<p style="text-align: center;">【道路メンテナ ンス会議の 下部組織】</p>	<p style="text-align: center;">【道路メンテナ ンス会議の 下部組織】</p>
公社					<p>＜事務局＞ 国道事務所</p>	<p style="text-align: center;">＜事務局＞ 国道事務所</p>	<p style="text-align: center;">＜事務局＞ 国道事務所</p>
都道府県 市区町村							
道路法外	その他	個別協議				_____	_____
	鉄道	<p style="text-align: center;">道路鉄道連絡会議 【道路メンテナンス会議の下部組織】</p>	<p>＜事務局＞ 国道事務所</p>		_____	_____	

跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

通達の背景・目的

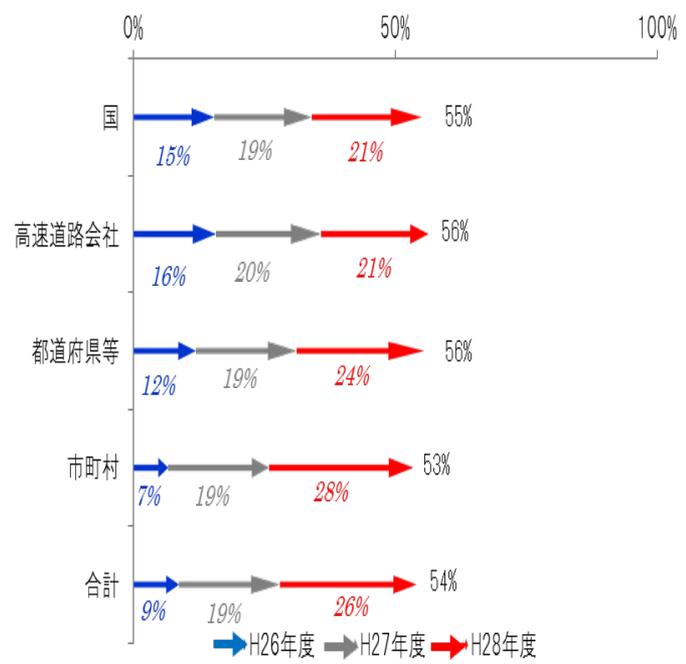
- 平成26・27年度点検結果から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準
- 今後、修繕工事の増加が見込まれるが、鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成28年3月)
(衆)「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」
(参)「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。」
- 附帯決議を踏まえ、省令改正(平成28年10月28日公布、12月1日施行)
 - 道路法施行規則 第四条の五の五に次の一号を加える。
四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。
- 道路管理者に対し、道路局長より通達を発出(平成28年10月28日)
- 鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を発出(平成28年10月28日)

② 橋梁の点検結果について

平成26～28年度橋梁点検結果(道路管理者別)

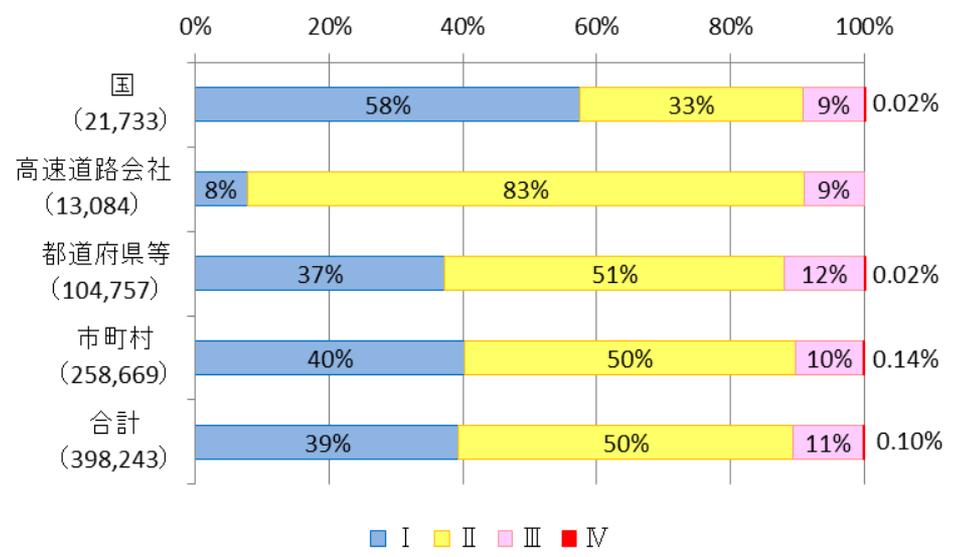
○ H26年7月からの定期点検が本格化し、平成26～28年度で橋梁 約54%、トンネル約47%、道路附属物等 約57%の点検が完了。
 ○ 点検を実施した橋梁のうち、約11%は早期に修繕が必要。

点検実施率



各年度の点検実施率及び累計実施率(黒字)
 ※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出

点検結果

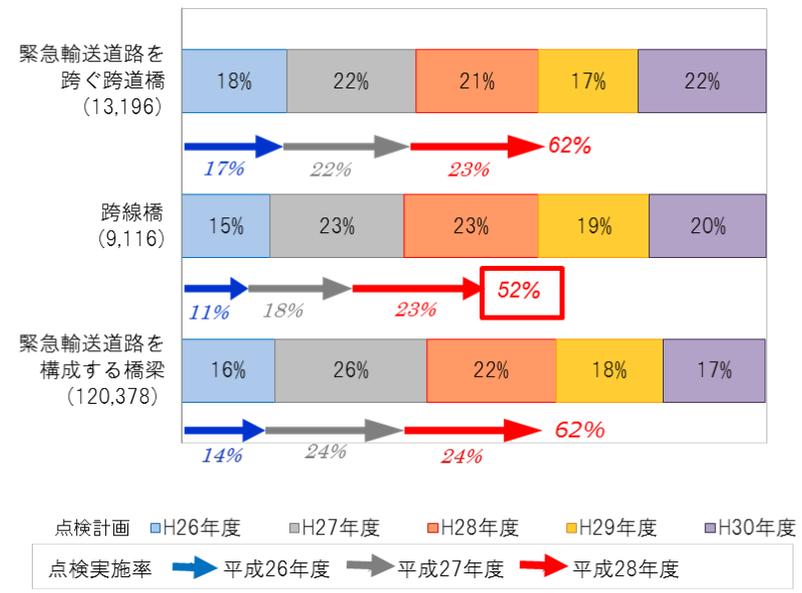


- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

平成26～28年度橋梁点検結果(最優先で点検すべき橋梁)

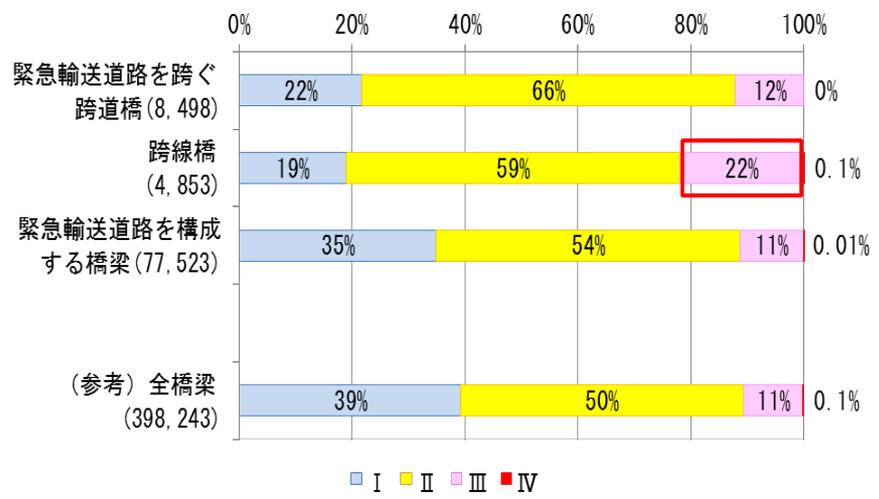
○ 第三者被害の予防等の観点から最優先で点検を推進することとしている橋梁のうち、跨線橋の点検実施率は約52%であり、点検した跨線橋のうち約22%は早期に修繕が必要。

点検計画と点検実施率



※点検計画は平成26年12月時点で策定
 ※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出

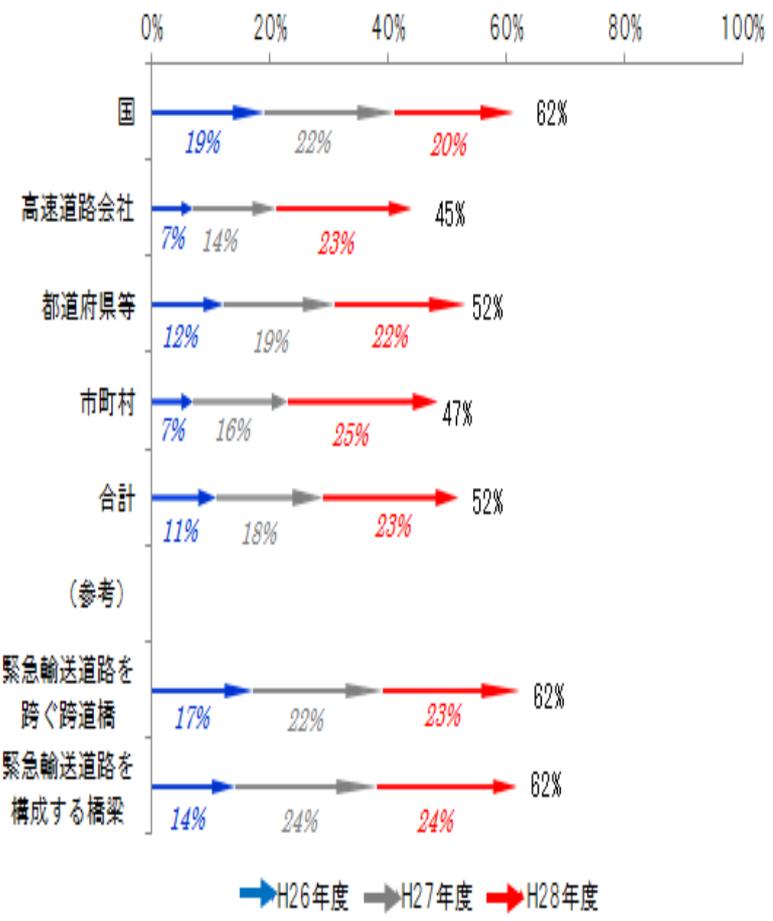
点検結果 (H26～28累積)



③-1 跨線橋の点検結果について

跨線橋の点検実施率及び点検結果(道路管理者別・全国)

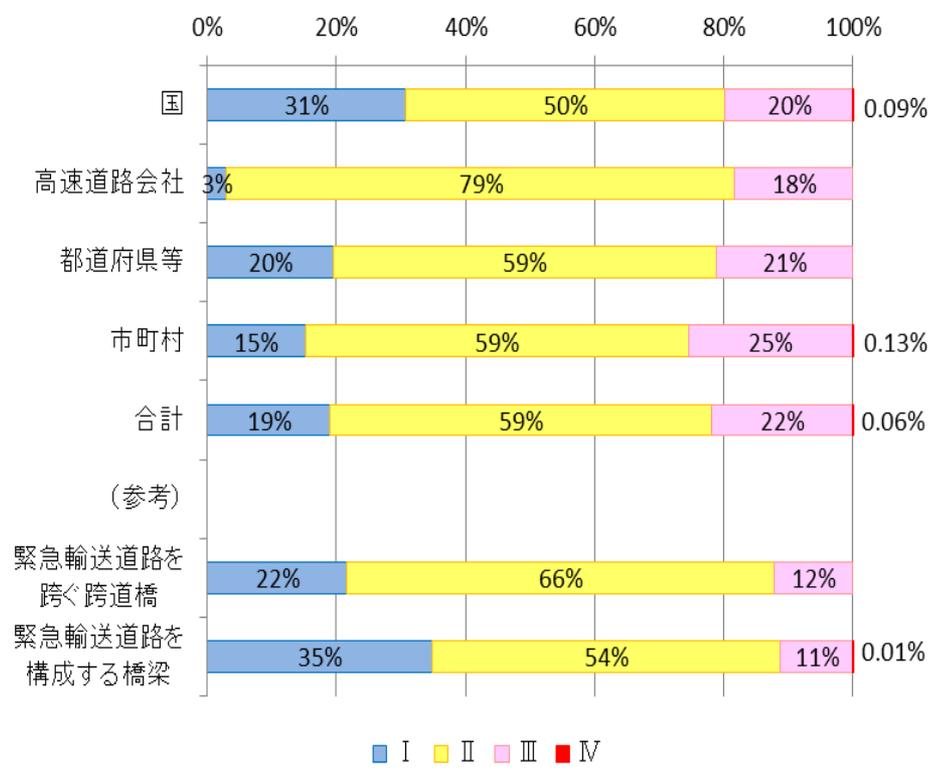
点検実施率(H26～28累積)



各年度の点検実施率及び累計(黒字)

※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出
 ※四捨五入の関係で各年度の点検実施率の合計が累積実施率と異なる場合がある

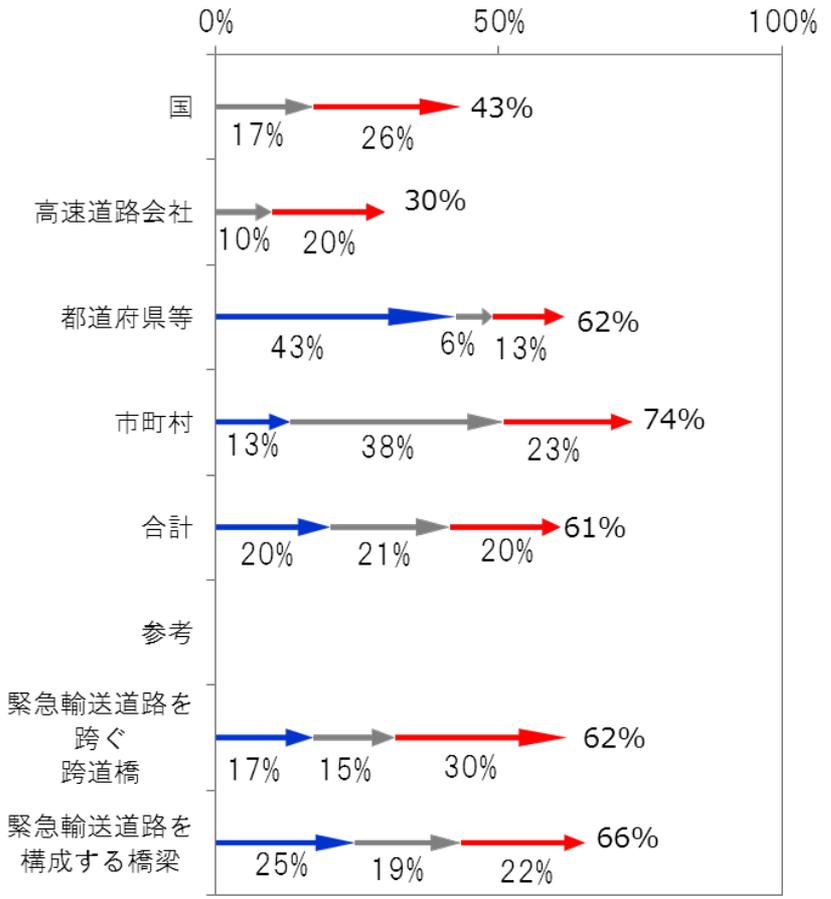
点検結果(H26～28累積)



- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

跨線橋の点検実施率及び点検結果(道路管理者別・大分県)

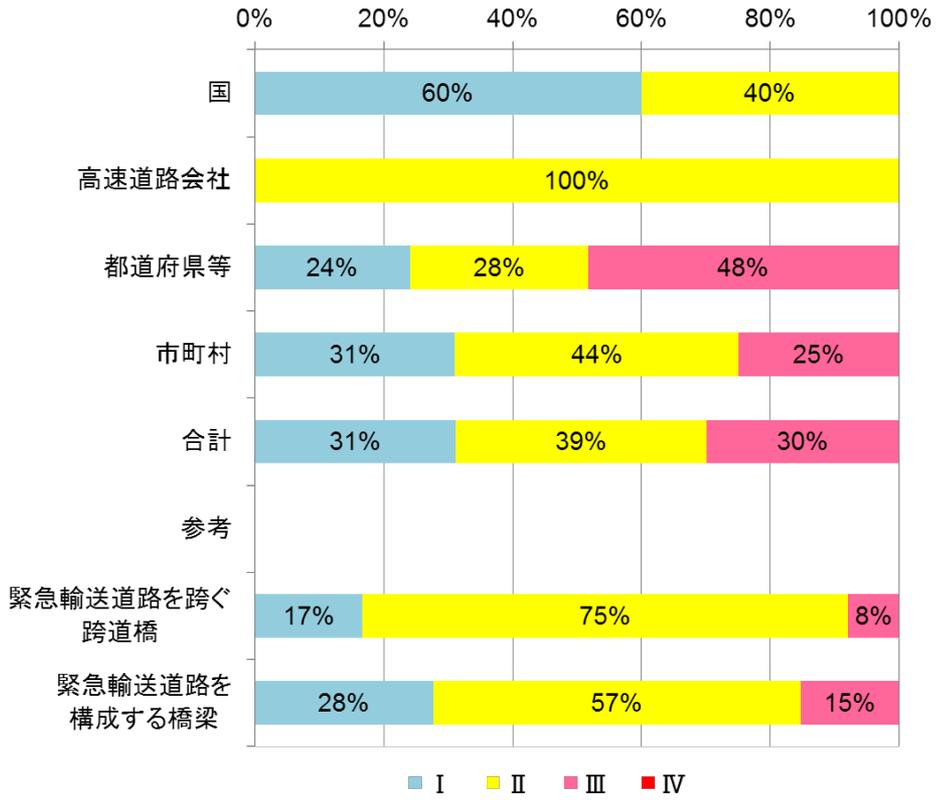
点検実施率(H26～28累積)



→ H26 → H27 → H28
各年度の点検実施率及び累計(黒字)

※点検実施率はH26年12月末時点の施設数をもとに算出
※四捨五入の関係で各年度の点検実施率の合計が累積実施率と異なる場合がある

点検結果(H26～28累積)



- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

跨線橋の点検結果及び修繕が必要な跨線橋数(道路管理者別)

＜H26～28点検結果及び未点検分を含めた全体数の推計値(全国)＞

道路管理者	施設数※1	H26～28点検実施数 (実施率)	判定区分(H26～28点検結果)				判定区分(推計値※2)			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
国土交通省	1,691	1,063(63%)	326	527	209	1	519	838	332	2
高速道路会社	1,038	476(46%)	14	375	87	0	30	818	190	0
都道府県等	3,395	1,815(53%)	354	1,077	384	0	662	2,015	718	0
市町村	2,992	1,499(50%)	228	889	380	2	455	1,774	759	4
計	9,116	4,853(53%)	922	2,868	1,060	3	1,666	5,445	1,999	6

＜H26～28点検結果及び未点検分を含めた全体数の推計値(大分県)＞

道路管理者	施設数	H26～28点検実施数 (実施率)	判定区分(H26～28点検結果)				判定区分(推計値※)			
			I	II	III	IV	I	II	III	IV
国土交通省	23	10(43%)	6	4	0	0	14	9	0	0
高速道路会社	10	3(30%)	0	3	0	0	0	10	0	0
都道府県等	47	29(62%)	7	8	14	0	11	13	23	0
市町村	53	39(74%)	12	17	10	0	16	23	14	0
計	133	81(61%)	25	32	24	0	41	55	37	0

※1 H26年12月末時点の施設数

 早期または緊急に修繕が必要な橋梁数

※2 H26～28点検実施数に対する各判定区分の割合を、施設数に乗じて算出

③-2 跨線橋の点検結果 及び修繕状況について

跨線橋の点検結果及び修繕状況 - 1

跨線橋名	路線名	管理者		県	市町村	鉄道事業者	判定区分	修繕実施状況
向野跨線橋	国道10号	九州地整	大分河川国道事務所	大分県	杵築市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
向野跨線橋橋側歩道橋	国道10号	九州地整	大分河川国道事務所	大分県	杵築市	九州旅客鉄道	Ⅰ	
日出跨線橋(下り)	国道10号	九州地整	大分河川国道事務所	大分県	日出町	九州旅客鉄道	Ⅱ	
日出跨線橋(上り)	国道10号	九州地整	大分河川国道事務所	大分県	日出町	九州旅客鉄道	Ⅱ	
日出跨線橋橋側歩道橋	国道10号	九州地整	大分河川国道事務所	大分県	日出町	九州旅客鉄道	Ⅱ	
敷戸橋(下り)	国道10号	九州地整	大分河川国道事務所	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
敷戸橋(上り)	国道10号	九州地整	大分河川国道事務所	大分県	大分市	九州旅客鉄道	未	
池ノ原橋	国道210号	九州地整	大分河川国道事務所	大分県	日田市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
天ヶ瀬第1高架橋	国道210号	九州地整	大分河川国道事務所	大分県	日田市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
天ヶ瀬第2高架橋	国道210号	九州地整	大分河川国道事務所	大分県	日田市	九州旅客鉄道	未	
右田跨線橋	国道210号	九州地整	大分河川国道事務所	大分県	九重町	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
中村跨線橋	国道210号	九州地整	大分河川国道事務所	大分県	九重町	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
鬼ヶ瀬跨線橋	国道210号	九州地整	大分河川国道事務所	大分県	由布市	九州旅客鉄道	Ⅰ	
天神跨線橋	国道210号	九州地整	大分河川国道事務所	大分県	由布市	九州旅客鉄道	Ⅰ	
中村跨線橋側道橋(上り)	国道210号	九州地整	大分河川国道事務所	大分県	九重町	九州旅客鉄道	Ⅰ	
竹の下跨線橋橋側歩道	国道10号	九州地整	佐伯河川国道事務所	大分県	佐伯市	九州旅客鉄道	Ⅰ	済
竹の下跨線橋	国道10号	九州地整	佐伯河川国道事務所	大分県	佐伯市	九州旅客鉄道	Ⅱ	済
久留須橋	国道10号	九州地整	佐伯河川国道事務所	大分県	佐伯市	九州旅客鉄道	Ⅰ	済
立花跨線橋	国道10号	九州地整	佐伯河川国道事務所	大分県	佐伯市	九州旅客鉄道	Ⅰ	
久留須橋橋側歩道橋(上り)	国道10号	九州地整	佐伯河川国道事務所	大分県	佐伯市	九州旅客鉄道	Ⅰ	済
千引橋	国道57号	九州地整	佐伯河川国道事務所	大分県	竹田市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
犬飼どんこ大橋	国道57号(中九州横断道路)	九州地整	佐伯河川国道事務所	大分県	豊後大野市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
千引橋側道橋(下り)	国道57号	九州地整	佐伯河川国道事務所	大分県	竹田市	九州旅客鉄道	Ⅰ	
番匠川橋	東九州自動車道	九州地整	延岡河川国道事務所	大分県	佐伯市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
平岩橋	東九州自動車道	NEXCO西日本	大分高速道路事務所	大分県	津久見市	九州旅客鉄道	Ⅲ	済
豊後津久見橋	東九州自動車道	NEXCO西日本	大分高速道路事務所	大分県	津久見市	九州旅客鉄道	Ⅲ	済
大肥川橋	九州横断自動車道 長崎大分線	NEXCO西日本	久留米高速道路事務所	大分県	日田市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
大肥川橋	九州横断自動車道 長崎大分線	NEXCO西日本	久留米高速道路事務所	大分県	日田市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
槐木橋	九州横断自動車道 長崎大分線	NEXCO西日本	大分高速道路事務所	大分県	由布市	九州旅客鉄道	Ⅱ	済
槐木橋	九州横断自動車道 長崎大分線	NEXCO西日本	大分高速道路事務所	大分県	由布市	九州旅客鉄道	Ⅳ	済
荏隈高架橋	九州横断自動車道 長崎大分線	NEXCO西日本	大分高速道路事務所	大分県	大分市	九州旅客鉄道	未	
荏隈高架橋	九州横断自動車道 長崎大分線	NEXCO西日本	大分高速道路事務所	大分県	大分市	九州旅客鉄道	未	
宮崎高架橋	九州横断自動車道 長崎大分線	NEXCO西日本	大分高速道路事務所	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅱ	済
宮崎高架橋	九州横断自動車道 長崎大分線	NEXCO西日本	大分高速道路事務所	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅱ	済
黒橋	国道213号	大分県	別府土木事務所	大分県	杵築市	九州旅客鉄道	未	

※判定区分: H26～H28点検・診断結果に基づく判定区分及び、H29点検で診断が確定しているものを記載

点検未実施は「未」と表示

※修繕実施状況: 空欄は「修繕不要」もしくは「修繕検討中」

跨線橋の点検結果及び修繕状況 -2

跨線橋名	路線名	管理者		県	市町村	鉄道事業者	判定区分	修繕実施状況
八坂大橋	国道213号	大分県	別府土木事務所	大分県	杵築市	九州旅客鉄道	Ⅱ	済
桃園橋	国道197号	大分県	大分土木事務所	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
桃園橋側道橋	国道197号	大分県	大分土木事務所	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
細跨線橋	国道197号	大分県	大分土木事務所	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅲ	済
角子原陸橋	県道大在大分港線	大分県	大分土木事務所	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
賀来跨線橋(上り)	県道大分挾間線	大分県	大分土木事務所	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
賀来跨線橋(下り)	県道大分挾間線	大分県	大分土木事務所	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
竹下橋	県道大在公共埠頭線	大分県	大分土木事務所	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
仲西橋	県道松岡日岡線	大分県	大分土木事務所	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
仲西橋歩道橋	県道松岡日岡線	大分県	大分土木事務所	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
挾間大橋	県道龍原挾間線	大分県	大分土木事務所	大分県	由布市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
南大分跨線橋側道橋	国道210号	大分県	大分土木事務所	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅰ	
神崎跨線橋	県道木田神崎線	大分県	大分土木事務所	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅰ	
上竹中跨線橋	県道弓立上戸次線	大分県	大分土木事務所	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅰ	
南大分跨線橋	国道210号	大分県	大分土木事務所	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅲ	済
下ノ江跨線橋	国道217号	大分県	臼杵土木事務所	大分県	臼杵市	九州旅客鉄道	未	
平岩跨線橋	県道臼杵津久見線	大分県	臼杵土木事務所	大分県	津久見市	九州旅客鉄道	未	
津久見インター橋	県道津久見インター線	大分県	臼杵土木事務所	大分県	津久見市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
脇跨線橋	県道佐伯津久見線	大分県	佐伯土木事務所	大分県	佐伯市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
新大原橋	県道小野市重岡線	大分県	佐伯土木事務所	大分県	佐伯市	九州旅客鉄道	Ⅰ	
大原こ線人道橋	県道小野市重岡線	大分県	佐伯土木事務所	大分県	佐伯市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
奥田跨線橋	国道326号	大分県	豊後大野土木事務所	大分県	豊後大野市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
大恩寺大橋	県道緒方朝地線	大分県	豊後大野土木事務所	大分県	豊後大野市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
犬飼大橋	国道326号	大分県	豊後大野土木事務所	大分県	豊後大野市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
3号高架橋ONランプ	県道三重新殿線	大分県	豊後大野土木事務所	大分県	豊後大野市	九州旅客鉄道	Ⅰ	
3号高架橋OFFランプ	県道三重新殿線	大分県	豊後大野土木事務所	大分県	豊後大野市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
会々跨線橋	県道竹田五ヶ瀬線	大分県	竹田土木事務所	大分県	竹田市	九州旅客鉄道	未	
馬背野陸橋	県道高森竹田線	大分県	竹田土木事務所	大分県	竹田市	九州旅客鉄道	未	
音羽根陸橋	県道高森竹田線	大分県	竹田土木事務所	大分県	竹田市	九州旅客鉄道	未	
桜橋	県道穴井迫苅線	大分県	竹田土木事務所	大分県	竹田市	九州旅客鉄道	未	
玖珠高架橋	国道387号	大分県	玖珠土木事務所	大分県	玖珠町	九州旅客鉄道	Ⅱ	済
引治跨線橋	県道右田引治線	大分県	玖珠土木事務所	大分県	九重町	九州旅客鉄道	未	
名本跨線橋	国道211号	大分県	日田土木事務所	大分県	日田市	九州旅客鉄道	Ⅲ	済
花月川大橋	国道212号	大分県	日田土木事務所	大分県	日田市	九州旅客鉄道	未	
花月川大橋	国道212号	大分県	日田土木事務所	大分県	日田市	九州旅客鉄道	未	

※判定区分：H26～H28点検・診断結果に基づく判定区分及び、H29点検で診断が確定しているものを記載

点検未実施は「未」と表示

※修繕実施状況：空欄は「修繕不要」もしくは「修繕検討中」

跨線橋の点検結果及び修繕状況 - 3

跨線橋名	路線名	管理者		県	市町村	鉄道事業者	判定区分	修繕実施状況
田島跨線橋	県道戸畑日田線	大分県	日田土木事務所	大分県	日田市	九州旅客鉄道	Ⅲ	済
関浜橋	国道386号	大分県	日田土木事務所	大分県	日田市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
東中津跨線橋	県道東中津停車場和田線	大分県	中津土木事務所	大分県	中津市	九州旅客鉄道	未	
東中津跨線橋側道橋	県道東中津停車場和田線	大分県	中津土木事務所	大分県	中津市	九州旅客鉄道	未	
今津跨線橋	県道下時枝今津停車場線	大分県	中津土木事務所	大分県	中津市	九州旅客鉄道	未	
2号橋(平成小諸陸橋)	県道中津港線	大分県	中津土木事務所	大分県	中津市	九州旅客鉄道	未	
新今津跨線橋	県道下時枝今津停車場線	大分県	中津土木事務所	大分県	中津市	九州旅客鉄道	Ⅰ	
大幹線農道1号跨線橋	県道長洲宇佐神宮線	大分県	宇佐土木事務所	大分県	宇佐市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
高田跨線橋	国道213号	大分県	宇佐土木事務所	大分県	宇佐市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
陸黒橋(拡幅含む)	県道長洲宇佐線	大分県	宇佐土木事務所	大分県	宇佐市	九州旅客鉄道	未	
大幹線農道4号跨線橋	県道尾永井猿渡線	大分県	宇佐土木事務所	大分県	宇佐市	九州旅客鉄道	Ⅰ	
白滝陸橋	市道萩原明野線	大分市	大分市	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
敷戸陸橋1	市道敷戸大通り線	大分市	大分市	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
一丁田橋	市道判田団地1号線	大分市	大分市	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
花鶴橋	市道金井戸伊予床線	大分市	大分市	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅲ	済
太田橋1	市道竹中橋田尾線	大分市	大分市	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅲ	済
岡跨線橋	市道中冬田仁田原線	大分市	大分市	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
鳥ノ巣橋	市道鳥ノ巣線	大分市	大分市	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅰ	
王ノ瀬跨線橋	市道竹下王ノ瀬線	大分市	大分市	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
日吉原跨線橋	市道久原北坂ノ市線	大分市	大分市	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
長谷跨線橋	市道下冬田3号線	大分市	大分市	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
しきど駅跨線橋	市道敷戸駅線	大分市	大分市	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅲ	済
敷戸陸橋2	市道敷戸大通り線	大分市	大分市	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
亀川駅自由通路	市道亀川駅自由通路	別府市	別府市	大分県	別府市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
比佐津大橋	市道上城内若宮線	日田市	日田市	大分県	日田市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
小ヶ瀬橋	市道日高西有田線	日田市	日田市	大分県	日田市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
臼坪跨線橋	市道臼坪女島線	佐伯市	佐伯市	大分県	佐伯市	九州旅客鉄道	Ⅰ	
大久保橋	市道長原線	佐伯市	佐伯市	大分県	佐伯市	九州旅客鉄道	Ⅰ	
江無田跨線橋	市道江無田黒丸線	臼杵市	臼杵市	大分県	臼杵市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
すずかけ陸橋	市道大浜佐志生線	臼杵市	臼杵市	大分県	臼杵市	九州旅客鉄道	未	
佐志生跨線橋	市道大浜佐志生線	臼杵市	臼杵市	大分県	臼杵市	九州旅客鉄道	未	
桑木跨線橋	市道田代天神鶴線	竹田市	竹田市	大分県	竹田市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
中原跨線橋	市道中原線	竹田市	竹田市	大分県	竹田市	九州旅客鉄道	Ⅰ	
平原跨線橋	市道木下古賀線	竹田市	竹田市	大分県	竹田市	九州旅客鉄道	Ⅰ	
八幡森跨線橋	市道福林1号線	杵築市	杵築市	大分県	杵築市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未

※判定区分:H26~H28点検・診断結果に基づく判定区分及び、H29点検で診断が確定しているものを記載

点検未実施は「未」と表示

※修繕実施状況:空欄は「修繕不要」もしくは「修繕検討中」

跨線橋の点検結果及び修繕状況 - 4

跨線橋名	路線名	管理者		県	市町村	鉄道事業者	判定区分	修繕実施状況
堂様跨線橋	市道堂様跨橋線	杵築市	杵築市	大分県	杵築市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
松葉橋	市道乙丸線	杵築市	杵築市	大分県	杵築市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
鱧木跨線橋	市道ふるさと東部線	宇佐市	宇佐市	大分県	宇佐市	九州旅客鉄道	未	
大幹線農道3号跨線橋	市道USAフラワーロード3号線	宇佐市	宇佐市	大分県	宇佐市	九州旅客鉄道	未	
大幹線農道2号跨線橋	市道USAフラワーロード2号線	宇佐市	宇佐市	大分県	宇佐市	九州旅客鉄道	未	
野尻橋	市道緒方中央線	豊後大野市	豊後大野市	大分県	豊後大野市	九州旅客鉄道	Ⅰ	
柳平跨線橋	市道高畑細長線	豊後大野市	豊後大野市	大分県	豊後大野市	九州旅客鉄道	未	
井上跨線橋	市道鼓田井上線	豊後大野市	豊後大野市	大分県	豊後大野市	九州旅客鉄道	未	
池ノ上跨線橋	市道池上茅場線	由布市	由布市	大分県	由布市	九州旅客鉄道	Ⅲ	済
櫟木跨線橋1号	市道小野屋櫟木線	由布市	由布市	大分県	由布市	九州旅客鉄道	Ⅰ	
櫟木2号跨線橋	市道小野屋櫟木線	由布市	由布市	大分県	由布市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
山崎橋	市道山崎荒木線	由布市	由布市	大分県	由布市	九州旅客鉄道	Ⅲ	済
馬渡橋	市道下津々良線	由布市	由布市	大分県	由布市	九州旅客鉄道	Ⅲ	済
心光寺跨線橋	市道下津々良線	由布市	由布市	大分県	由布市	九州旅客鉄道	Ⅰ	
幸野跨線橋	市道宮ノ窪線	由布市	由布市	大分県	由布市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
中依橋	市道中依大南線	由布市	由布市	大分県	由布市	九州旅客鉄道	Ⅲ	済
西八日市跨線橋	町道西八日市豊岡団地線	日出町	日出町	大分県	日出町	九州旅客鉄道	Ⅱ	
日出橋	町道堀南浜線	日出町	日出町	大分県	日出町	九州旅客鉄道	Ⅱ	
中村跨線橋	町道中村線	日出町	日出町	大分県	日出町	九州旅客鉄道	Ⅱ	
出逢い大橋	町道長列支線	玖珠町	玖珠町	大分県	玖珠町	九州旅客鉄道	Ⅰ	
牧跨線橋	市道加納牧線	大分市	大分市	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
鍛冶屋跨線橋	町道櫛原貞末線	日出町	日出町	大分県	日出町	九州旅客鉄道	Ⅱ	
深河内歩道橋(歩道橋)	市道深河内中の瀬線	大分市	大分市	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
牧歩道橋(歩道橋)	市道牧東西7号線	大分市	大分市	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
大在駅跨線橋(歩道橋)	市道大在駅線	大分市	大分市	大分県	大分市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
浜脇中学校歩道橋(歩道橋)	市道神ノ木1号橋	別府市	別府市	大分県	別府市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
是則跨線橋(歩道橋)	市道東中津和田停車場線	中津市	道路課	大分県	中津市	九州旅客鉄道	Ⅲ	未
小谷口跨線橋(歩道橋)	市道小谷口2号線	日田市	日田市	大分県	日田市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
津久見駅跨線橋(歩道橋)	市道駅裏線	津久見市	津久見市	大分県	津久見市	九州旅客鉄道	未	
小黒跨線橋(歩道橋)	市道豊前長洲駅西線	宇佐市	宇佐市	大分県	宇佐市	九州旅客鉄道	Ⅱ	
物見塚人道橋(歩道橋)	町道物見塚荻迫線	九重町	建設課	大分県	九重町	九州旅客鉄道	未	

※判定区分：H26～H28点検・診断結果に基づく判定区分及び、H29点検で診断が確定しているものを記載

点検未実施は「未」と表示

※修繕実施状況：空欄は「修繕不要」もしくは「修繕検討中」